

東晋の琅邪王と皇位継承

三田辰彦

はじめに

〔興寧三年（三六五）〕秋七月己酉、徙会稽王昱復為琅邪王。

〔注〕元帝以昱為琅邪王、奉恭王祀。成帝咸和元年（三二六）、王生母鄭夫人薨、王号慕請服重、徙封会稽王。是後、康帝・哀帝及今帝（海西公奕）、皆自琅邪入継大統。

〔資治通鑑〕卷一〇一 晋紀三三 哀帝興寧三年条
これは、東晋王朝（三二七〜四二〇）中期において、のちに海西公とよばれる皇帝の治世におこなわれた、ある皇族の封王異動のひとつである。この記事に附された胡三省の注には、次のような事象が指摘されている。それは、司馬昱が会稽王に徙封して以後、康帝・哀帝および現皇帝（海西公）がいずれも琅邪王から皇位を継承した（皆自琅邪入

継大統）、というのである。

この琅邪王からの皇位継承という事象は、以下の点できわめて興味深い。東晋では、皇太子から皇位を継承するのでなければ、琅邪王が皇位を「入継している。それは、皇太子以外の皇位継承候補が実質的には琅邪王に限定されてきたことを意味するにほかならない。これはいったい、いかなる理由によるのだろうか。

ここで、従来の研究が琅邪王の皇位継承という事象をどのように論じてきたのかについて、整理しよう。事象自体については、すでに掲げたように胡三省が注目している。ただし、その原因について特に私見を提示しているわけではない。近年の研究では、張孛鋒氏が端的に、

東晋中興の祖・司馬睿が琅邪王より皇帝に即位して以來、琅邪王国は王朝の大宗として断絶を許されず、皇帝に最も血縁の近い者が封ぜられるし、きたりであり

た。琅邪王国の存続は東晋王朝と相終始し、十一人の皇帝のうち琅邪王経験者は六人(元帝を含めて——注記引用者)にものぼる。(頁四六——傍点部引用者)という見解をしめしている。また胡志佳氏が、資料の比較的のこっている琅邪国と会稽国の特殊性について指摘している。氏の琅邪国に関する指摘は次のとおり。

琅邪国は「東晋皇帝起家之国」であり、元帝以後、皇帝の世子ではなくして皇位を繼承した人は、ほとんどがそれより先にしばしば琅邪王国に封じられており、一儀式の様相を呈している如くである。(頁八四——傍点部引用者)

皇太子から即位した場合をのぞくといずれも琅邪王が皇位を繼承しているという事象については、胡三省以来注目されていることを確認できよう。

だが疑問を提示するとすれば、かかる事象の解釈にあるだろう。張学鋒氏は「しきたり」、「胡志佳氏は「一儀式」と、いずれも類似した見解をしめしている。確かに、皇太子以外の皇位繼承候補を琅邪王に特定する根拠は、明文規定によつて保証されているとはみなしがたい。しかし、先行研究が指摘するような琅邪王封王のありかたが形成される契機については、胡志佳氏の見解をみるのみである。氏は、東晋一代の琅邪王就封の流れを概観したあと、前引の指摘を

次のように換言している。

東晋の帝系は琅邪王司馬睿からはじまっていることにより、琅邪王は世子として皇帝につくわけではない者が加封されるべき地区となつた。(頁八六)

つまり「もともと東晋初代皇帝司馬睿の加封された王である」ことを理由としてあげているのである。ただしなぜそれが要因となりうるのかについての詳細な検討はなされていない。「しきたり」乃至は「儀式」のような形式をとらせた諸事情について、具体的に検討しなおす必要があるだろう。

そこで本論では、東晋琅邪王が皇位繼承において特異な様相をみせる要因についての説明を最終的な目標としつつ、以下の構成をとる。まず第一章においては、予備的作業として、琅邪王とは皇族としていかなる存在であったかについての基本理解をおさえることとする。ついで第二章では、元帝以降の琅邪王からはじめて皇位を繼承した康帝司馬岳以前の封王について検討する。特に、元帝期の司馬昱(簡文帝)の事例および成帝期の昱と岳とのスライド式徙封に着目し、いかなる意図のもとにおこなわれたかについて、卑見を提示する。そして第三章では、琅邪王による皇位繼承を結果せしめた要因について考察し、琅邪王封王の原理的側面をあきらかにしていく。

第一章 皇族琅邪王の基本的性格

胡志佳氏による考察は、琅邪王を繼承した経緯についての概観がほとんどであり、琅邪王の皇族としての特徴については、特に専論を設けてはいない。そこで本章では琅邪王が皇族としていかなる存在であったかについて、煩を厭わず検討していきたい。

(1) 之国・出鎮の有無

周知のとおり西晋の皇族は、彼らにあたえられた封国に赴任させられる場合があった(之国)。東晋の琅邪王は、西晋のように封国に赴任するようなことがあったのだろうか。この点について史料は、之国していたか否かを明示する記述を欠く。ただし、現段階では以下の点により、之国していないとみなす。それは、『宋書』巻一四・礼志一に、

江左王侯不之国、其有授任居外、則同方伯刺史二千石之礼、亦無朝聘之制、此礼遂廢。

とあるように、礼志の総括的見解によれば、東晋は皇族全般にわたって封地にいかなかったとされるからである。

また、これも周知のとおり、西晋では官職についていた封王はその官職に応じて都に留まつたり、地方長官などとしてその任地に赴いたりしていた。封王の任地と封国との

方面についていえば、当初かならずしも一致するように顧慮されてはいなかったが、咸寧三年(二七七)の封王制改定以降は、封王が地方に都督諸軍事として出鎮する場合には出鎮方面と封国との一致・近接化をはかっている³⁾。

では、東晋の琅邪王についてはどうかであるか。すでにのべた如く、之国していた形跡が確認されない以上、出鎮方面と封国との一致・近接化がそもそも生じえない。

出鎮の有無に限定していえば、東晋において琅邪王が都督諸軍事の任命をうけた事例は二例のみである。一つは、建武元年(三一七)三月辛卯、司馬睿が晋王に封じられて翌四月に琅邪王に封じられた司馬衷が、都督諸軍事の任命をうけた事例である。衷は琅邪王に封じられると同時に、散騎常侍・使持節・都督青兖三州諸軍事・車騎將軍を拜しており、封国琅邪国の所在地方面へ出鎮したかのような形跡を確認できる。ただし、青兖二州ならびに徐州の一部(琅邪国の所在地を含む)は、当該期にはすでに石勒の統治下にあったと考えられるため、琅邪国方面への出鎮を企図していたとはみなしがたい⁴⁾。

もう一つの例をあげよう。琅邪王に封じられた皇族が都督諸軍事として、しかも刺史を兼任するという異動を発令された事例は、孝武帝期の司馬道子一例をかぞえるのみである。道子は太元十年(三八五)八月庚子に領揚州刺史・

録尚書・仮節・都督中外諸軍事に任じられた。だがそれも肩書から想像がつくように出鎮とはみなせず、京師建康の域内をでるものではない。

以上の検討から考察するに、「封国に赴きかつ出鎮する琅邪王」の姿は、東晋においては見出しがたい。西晋からの端境期にあたる東晋創立直前の琅邪王衰は、なるほど出鎮する琅邪王ではあった。しかしその性格がのちの琅邪王に引き継がれることがなかった点は動かせない。それはとりもなおさず、咸寧三年の改定封王制において企図されたような藩屏としての機能を果たすことが、琅邪王には期待されていぬことを意味するにほかならない。なお、この之國・出鎮がみられない点については、琅邪王のみならず、東晋まで生きのこったほかの封王にあつても、ほぼ同様であるとみなしうる。

(2) 中央における地位

歴代琅邪王の就任官職について逐一事例をあげて傾向をさぐるよりは、むしろ次の事実を指摘したほうが、かえつて琅邪王の性格をつかむのに適しているだろう。その事実とはすなわち、現に琅邪王に封じられている皇族が顧命大臣の列に上つたり皇帝を輔政したりした事例は皆無である、ということである。顧命をうけたり輔政したりしたこ

とのある皇族としては、西陽王業（成帝の輔政／四〇代前半）、武陵王晞（康帝／二〇代）、会稽王昱（康帝／二〇代前半、穆帝、哀帝期は臨時に「総内外衆務」）、会稽王道子（安帝／三〇代前半）が確認される。

さらに付言すれば、会稽王道子が琅邪王に封じられていた頃に政務に介入して朝政の紊乱を招いたとされる事例をのぞけば、その他の琅邪王が朝政に積極的に参与したという記事を確認することはできない。琅邪王にあたえられる官職は、おおむね下は散騎常侍から上は三公や驃騎將軍・車騎將軍などであり、高貴なる身分をしめすことに意をおかれていするように思われる。

以上要するに、顧命大臣としての輔政はもとより、朝政への参与もさほど期待されてはいないが、身分が高貴であることをしめす肩書だけは保持している——これが中央官界における琅邪王の基本性格とみなして大過ないであろう。

(3) 食邑

東晋において、どの地域を食邑として、どの程度の戸数をあてがわれていたかについて、史料的に確認できる封王は琅邪王・会稽王のみといつてよいであろう。とはいえ、食邑ならびに戸数が前琅邪王からどう繼承されたかを明確に

している記事は、ことのほか少ない。確定できるのは、琅邪・宣城・会稽・呉がいつから琅邪王の食邑となったのかについてである。そこで、ここでは琅邪王に限定する形で言及する【表1参照】。

まず琅邪はいうまでもなく、元帝が従来保有していたものである。宣城は、元帝が建康に出鎮してから、永嘉年間に太妃夏侯氏の葬儀をおこなうためにいちど琅邪に帰還し、ふたたび建康に出鎮したのち増封(その際は二万户)された食邑である。会稽は、建武元年(三一七)に司馬衷が琅邪王に封じられたことをきっかけにあたえられた。司馬昱(簡文帝)が会稽王に封じられてからは、会稽王に封じられる皇族があらわれるたび、その食邑に転じている。ただし簡文帝の子・道子が琅邪王に封じられると、「摂会稽国」という形で琅邪王の食邑として加算されたようである。¹⁰⁾

呉郡については、前述の食邑とは若干事情を異にする。もともと呉王であった康帝岳が琅邪王に封じられたあと、引き続き続いて食邑として封じていたというのである。それは、

晋成帝咸和六年(三三一)五月癸亥、曲阿有柳樹倒地六載、是月忽復起生。咸和九年(三三四)五月甲戌、呉雄家有死榆樹、是日因風雨起生。与漢上林断柳起生同象。初、康帝為呉王、于時雖改封琅邪、而猶食呉郡為邑。是帝越正体饗國之象也。曲阿先亦呉地、象見呉邑

雄舍、又天意也。

【宋書】卷三二 五行志三 草妖

とあることから確認される。倒木・枯木の復活といった様々な怪異現象が起るまえぶれとして、琅邪に改封されながらも依然として呉郡を食邑としていたことがあげられている。このことから推測すれば、呉郡を琅邪王の食邑としたことは、原則からはずれた措置であった可能性があるだろう。おそらく原則としては琅邪・宣城・会稽の三つで、そのうち会稽王のいる場合は会稽(道子の事例では宣城も)が食邑からはずされることになるものと考えられる。¹¹⁾

琅邪王の食邑戸数の規格についていえば、時には五万户以上に達するその数は、西晋の諸王とくらべてもかなり多いとみてよく、西晋初期の規定でいう「大国」に該当する。¹²⁾ もっとも、太康十年(二八九)の第三次封王策において、皇子・皇孫をおそらくは有資格者とする「中土封王五万户」規定をうちだすや、特例的な八万户、江外地域では十万户と破格の食邑戸数を保持する皇子があらわれるにいたる。かかる破格待遇者をのぞくにしても、東晋まで生き延びた皇族のほとんどは食邑戸数が明記されておらず、比較するには困難である。とはいえ、「今琅邪之於天下、国之最大」(『晋書』卷六四 元四王 琅邪悼王煥伝)と称されるだけの王国であることに、疑いはないであろう。¹³⁾

【表1】 琅邪王食邑関連表

琅邪王就封者	継承時点	継承解消時点	食邑地	戸数	補足
孝王袁	317: 建武元年 四月丙辰	317: 建武元年 十月丁未〔薨〕	琅邪、会稽、 宣城	五万二千戸	継承時点の確定は『建康 実録』巻五に従う
哀王安国	317: 建武元年 十月丁未直後?	317: 建武元年内〔薨〕	不明	不明	
悼王煥	318: 太興元年 十二月丁丑	318: 太興元年 十二月己卯〔薨〕	不明	不明	
昱〔簡文帝〕	322: 永昌元年 三月甲午	327: 咸和二年 十二月丙寅〔→会稽〕	琅邪、会稽、 宣城	五万二千戸±α?	
岳〔康帝〕	327: 咸和二年 十二月丙寅	342: 咸康八年 六月甲午〔→皇帝〕	琅邪、呉 (宣城は不明)	不明	琅邪王昱(簡文帝)は 会稽王に徙る
丕〔哀帝〕	342: 咸康八年 六月己亥	361: 升平五年 五月庚申〔→皇帝〕	不明	不明	
奕〔廢帝〕	361: 升平五年 五月壬戌	365: 興寧三年 二月丁酉〔→皇帝〕	不明	不明	
昱〔簡文帝〕	365: 興寧三年 七月己酉	371: 咸安元年 十一月己酉〔→皇帝〕	不明	不明	
道子	372: 咸安二年 七月己未	392: 太元十七年 十一月庚寅〔→会稽〕	琅邪、 会稽(攝国)	一万七千六百五十一戸、 攝会稽国五万九千一百四十 戸	道子会稽王就封の際、 「宣城と併せて五万九千 戸と為す」
徳文〔恭帝〕	392: 太元十七年 十一月庚寅	418: 義熙十四年 十二月戊寅〔→皇帝〕	琅邪のみ?	一万七千六百五十一戸 ±α?	

【注記】

食邑地の「不明」とは、琅邪以外の食邑地について、前王からの継承関係が不明であることを指す。戸数も同。
なお出典は『晋書』巻六 元帝紀から巻一〇 安帝紀まで、および同巻六四 元四王・簡文三子伝を参照。

以上、三点にわたって検討をおこなってきた。諸点で指摘しえたことを総合すると、以下のとおりである。

東晋の琅邪王は、封国に赴きかつ出鎮する皇族という、いわば藩屏としての機能は期待されていない。そればかりでなく、中央政府において政治手腕をふるうこと、あるいは顧命大臣として次期皇帝の後見人に立つことも、必ずしも期待されていないようである。だが一方では、比較的高い位階、また群を抜いた食邑戸数を保持しており、身分としては間違いなく高貴であることをしめすような肩書は保持している。以上が、東晋琅邪王の有する皇族としての基本的性格であると考えられよう。

第二章 咸和二年十二月の人事異動

本章では、琅邪王のはたした役割の一端を、具体的事例に即して考察していく。その際に、成帝期の咸和二年(三二七)十二月丙寅におこなわれた、琅邪王の異動に着目する。なぜなら、一見して単なるスライド式徙封にしか思われないこの異動が、ある意図に沿っておこなわれたと推察されるからである。換言すれば、その意図にこそ琅邪王の役割を知るための手がかりがあるものと考えられるのではないだろうか。そこで、まずこの人事異動について唯一解

釈をしめしている胡志佳氏の見解を整理し、問題点を明確化する。ついで、司馬昱(簡文帝)が元帝期において琅邪王に封じられた経緯をふまえ、胡氏の論及がなされていない異動発令時期の問題を手がかりに、卑見を提示する。

(1) 胡志佳氏の見解

この異動に関しては、すでに胡志佳氏が興味深い解釈を提示している。氏は当該事例を、「政治権力と関連している王家の継承ほど、隠諱の度合いが高い」(頁二二四)ことの例証にもちいている。史料としては、

咸和元年(三二六)、「鄭太妃」薨、簡文帝時為琅邪王、制服重。有司以王出繼、宜降所生、國臣不能匡正、奏免國相諸葛頤。王上疏曰、「亡母生臨臣國、沒留國第、臣雖出後、亦無所厭、則私情得敘。昔敬后崩、孝王已出繼、亦還服重。此則明比、臣所意章也。」明穆皇后不奪其志、乃徙琅邪王為會稽王、追考后曰會稽太妃。

〔晋書〕卷三二 后妃下 簡文宣鄭太后伝を引用して、次の結論をみちびく。まず①司馬昱(簡文帝)の會稽王徙封は、昱本人の意思によるものとは考えがたい。その根拠は、(i)当時の昱の年齢は七歳であり、徙封についてこれほどまでに明確な意思がありえたとはいえない。(ii) 會稽王にうつる前の王は琅邪王である。これは太宗の

地位を代表しており、のちの歴史展開をみると、東晋前期の皇帝は大部分が琅邪王の封号を経過している。その政治的地位については、琅邪王たることよって地位を強化する作用が働く。つまり、年齢の点や琅邪王という地位の有する価値を考えると、あえて琅邪王から異動する理由が不明であるというのであろう。ついで②会稽王徙封は、当時の帝位争奪と密接な関連がある。根拠は以下のとおり。

(i) 徙封を許可した人物が明穆庾皇后、すなわち朝政を掌握していた庾氏家族の成員である。(ii) 成帝のちに即位した康帝（昱にかわって琅邪王に封じられた人物）は、庾氷らが強固に主張して即位させた皇帝である。以上の点を論者なりに要約すれば、康帝を将来即位させる動きが、昱（簡文帝）の会稽王徙封の裏に隠されていた（「隠諱」、ということになるものと考えられる）。

昱（簡文帝）の会稽王徙封が顔面通り通常の人事とはみなしがたい点、またその根拠として①の(i) すなわち年齢的問題、および②の(ii) すなわち明穆庾皇后およびその後ろ盾としての庾氏があげられている点については賛同できる。琅邪王に相應の価値を認める主旨についても、おおむね首肯できる。にもかかわらず、この人事異動については、若干考察しなおす余地があるように思われる。会稽王に徙封する前の昱が琅邪王に封じられた経緯をふまえた

うえで、胡氏があげていなかった当該事例にまつわる史料を再検討することで、いささか異なる意義づけが可能であると考えられるからである。以下、考察を進めていく。

(2) 私見

本節では、昱（簡文帝）がはじめて琅邪王に封じられた経緯から、考察を進めていく。それに先立ち、元帝期における琅邪王の封王状況を確認しよう【表2参照】。この表を手がかりに、何点か特徴を指摘する。

第一点として、琅邪王家は間断なく継承され続けてはいない。元帝の次に琅邪王を継いだ袁は、その引き継ぎにはさほど時間を要していない。袁の死後に立てられた安国について詳細は不明であるが、父から子へ、という基本的な継承であったことから推測すれば、さほど遅滞なく封じられたと思しい。ところが、安国の死亡後が問題である。安国を煥が継ぐまで約一年、煥の死亡後に昱が継ぐまで約三年強の空位期間が生じているからである。

さらに第二点として、空位期間内に琅邪王家を継承しようする要員がいると思われるのだが、琅邪王がかならずしも優先して継承されてはいない。すなわち、元帝即位以降、諸王（武陵・東海）の就封が優先されたにもかかわらず、琅邪王が空位のままであった事例が確認されるのである。前

【表2】 元帝子息の封王状況

時 期	皇帝 (元帝)	皇太子 (明帝)	琅邪王	武陵王	東海王		
建武元年 (317) 三月辛卯	晋王即位	空位	空位	空位	空位		
〃 四月丙辰	晋王	晋王太子	孝王衷				
〃 十月丁未	晋王	晋王太子	〔薨〕				
〃 十月丁未直後?	晋王	晋王太子	安国				
建武元年 (317) 度内	晋王	晋王太子	〔薨〕				
太興元年 (318) 三月丙辰	皇帝即位	晋王太子	空位			空	
〃 三月庚午	皇帝	皇太子					
〃 六月戊戌	皇帝	皇太子					
〃 十二月丁丑	皇帝	皇太子					悼王煥
〃 十二月己卯	皇帝	皇太子					〔薨〕
太興四年 (321) 間	皇帝	皇太子	空位	晞	漣		
永昌元年 (322) 三月甲午	皇帝	皇太子	昱〔簡文帝〕	晞	冲		
〃 閏十一月己丑	〔崩〕	皇太子	昱〔簡文帝〕	晞	冲		

【注記】 出典は『晋書』卷六 元帝紀および卷六四 元四王伝を参照。(補註1)

王から間断なく継承する次の事例は、成帝期の昱と岳との
スライド式徒封をまたねばならない。前注を

もつとも、優先して継承されていないとはいえず、ないが
しろにされていたわけでもなかったようである。たとえば
琅邪王家の継承を一種の恩典として扱おうとしていた形跡
が、以下の史料からうかがえる。

及煥疾篤、帝為之徹膳、乃下詔封為琅邪王、嗣恭王後。
俄而薨、年二歲。帝悼念無已、將葬、以煥既封列國、加
以成人之禮、詔立凶門柏歷、備吉凶儀服、營起陵園、功
役甚衆。(以下略)

(『晋書』卷六四 元四王 琅邪悼王煥伝)

「列國」琅邪王に封じられた以上、夭折したとはいえ成人
に対する礼遇でもって葬儀してもよいとの判断から、元帝
は様々な恩典措置をほどこそうとする。ここでの就封は、王
家の間断なき継承を企図したというよりは、むしろ恩典の
ための措置であるように思われる。前注を

かかる状況をうけて、元帝期において最終的に琅邪王を
継承した皇族が、元帝の末子昱である。この事例では、元
帝の詔がのこっている。

永昌元年(三二二)、元帝詔曰、「先公武王、先考恭王、
君臨琅邪、繼世相承、國嗣未立、蒸嘗靡王、朕常悼心。
子昱仁明有智度、可以虔奉宗廟、以慰罔極之恩。其封

昱為琅邪王、食會稽・宣城如旧。」

〔晋書〕卷九 簡文帝紀

元帝の祖父にあたる武王伷、父にあたる恭王覲が世襲してきた琅邪國が國嗣を立てておらず、十分に祭祀できていないことに心を痛めての措置であるという。確かに、「國嗣未立」という状況が生じていたことは否定できない。しかし、琅邪王に封じられうる皇族がいたにもかかわらず封じなかつたまま、実質三年強の空位期間をへての封王という措置は、いかにも唐突な印象をぬぐいされない。なにゆえ永昌元年という時点で封じなければならなかつたのだろうか。

ここで注目すべきは、封王詔のなされた時期である。

永昌元年春正月乙卯、大赦、改元。戊辰、大將軍王敦舉兵於武昌、以誅劉隗為名、龍驤將軍沈充帥衆應之。三月、徵征西將軍戴若思、鎮北將軍劉隗還衛京都。以司空王導為前鋒大都督、以戴若思為驃騎將軍、丹楊諸郡皆加軍号。加僕射周顛尚書左僕射、領軍王邃尚書右僕射。以太子右衛率周延行冠軍將軍、統兵三千討沈充。甲午、封皇子昱為琅邪王。劉隗軍於金城、右將軍周札守石頭、帝親被甲徇六師於郊外。遣平南將軍陶侃領江州、安南將軍甘卓領荊州、各帥所統以躡敦後。

〔晋書〕卷六 元帝紀

傍線部をみるとわかるように、東晋極初期の重鎮・王敦の舉兵より約二ヶ月後、王敦迎撃準備の最中に、琅邪王への封王異動がおこなわれているのである。それまで三年近く空位だった琅邪王が、王敦への対応であわただしいこの時期に、突如として封じている点に留意したい。なぜなら、かかるありかたは、次にとりあげる咸和二年十二月丙寅の人事異動の発令状況と、軌を一にしているからである。

では、咸和二年十二月丙寅の人事異動がおこなわれたその時期は、いかなる状況下にあつたのか。

〔咸和二年(三二七)〕十一月、豫州刺史祖約・歷陽太守蘇峻等反。十二月辛亥、蘇峻使其將韓晃入姑孰、屠于湖。壬子、彭城王雄・章武王休叛、奔峻。庚申、京師戒嚴。仮護軍將軍庾亮節為征討都督、以右衛將軍趙胤為冠軍將軍・歷陽太守、使与左將軍司馬流帥師距峻、戰于慈湖、流敗、死之。仮驃騎將軍鍾雅節、帥舟軍、与趙胤為前鋒、以距峻。丙寅、徙封琅邪王昱為會稽王、吳王岳為琅邪王。(以下略)

〔晋書〕卷七 成帝紀

この時も、王敦の乱におけると同様、蘇峻の進攻を防いでいる最中に琅邪王徙封人事がおこなわれている。反乱発生より一ヶ月後、今度は成帝の同母弟岳が琅邪王に封じられ、前琅邪王昱は會稽王に徙封する。この徙封については、前

述の『晋書』卷三二・后妃下・簡文宣鄭太后伝が事情を説明している。そこには、生母に哀悼してやまない昱のたつての要望を庾太后が聴きいれる、という構図が描かれている。しかし、反乱への迅速な対応がもとめられる最中で、あえて上奏をうけいれるというのは、状況からいって不自然であるといわざるをえない¹⁹⁾。何らかの意図に基づいての異動である可能性を、想定すべきではないだろうか。

それは端的にいって、有事の際に皇帝・皇太子が途絶えた場合のことを予測し、不在となった皇位を補充する役割を期待したのための封王であつたものと推察される。

まず想起すべきは、永昌元年・咸和二年の封王異動が、建康への進撃によつて皇帝乃至は皇太子が不在となる（強制排除される）危険性がたかまるなかでおこなわれていたという点である。皇帝乃至は皇太子両者に最悪の事態が生じた場合のもう一つの選択肢として、琅邪王が用意されたのではないだろうか。永昌元年の事例でいえば、王敦が初期の目的である劉隗らの排除を達成したのちも危機はのこつていた。たとえば、

〔王〕敦素以帝（明帝）神武明略、朝野之所欽信、欲誣以不孝而廢焉。大会百官而問温嶠曰、「皇太子以何德称。」声色俱厲、必欲使有言。嶠对曰、「鉤深致遠、蓋非淺局所量。以礼觀之、可称为孝矣。」衆皆以為信然、

敦謀遂止。

〔『晋書』卷六 明帝紀〕

とあるように、王敦による廢太子の動きがみられる。不孝の罪であると誣告する王敦に対し、温嶠は機転をきかせ、廢太子を回避することができた。しかし元帝死後に皇太子（明帝）が皇位を継承して以降も依然として、予断を許さぬ状況であつたとみなされる²⁰⁾。

また、二度目の王敦挙兵の際にも、王敦の謀略をしらせる興味深い話のこつている。つとに田余慶氏が指摘している如く、王敦による篡奪計画、具体的には建康に攻めいって明帝を廢位し、いちど東海王冲を即位させてから篡奪するという目論見があつたと推測されるのである。琅邪王家の系統から東海王家の系統にうつそうとする王敦に対し、琅邪王の存続は必須であつたと思われる。

一方、咸和二年においては、皇帝不在の危機は勿論のこと、それ以外に、異なつた次元での危険が存していた。すなわち、咸和二年の封王異動を決定したとされる庾皇后の背景にいる庾氏勢力、わけても当該期に当権者であつた庾亮にとつての危険である。蘇峻の乱がそもそも庾亮討伐を名目に行っている点もさることながら、当時の皇帝たる成帝をうしなうことにより、「舅による輔政」という名目をもうしなにかねない立場に、庾亮はあつたとしてよいだろう。皇帝の舅としての輔政大臣という地位を維持するためにも、

成帝の役割を補填しうる唯一の要員として、同母弟・岳の存在を必要としたのではないだろうか。胡氏がいう庾冰の康帝即位強行という動きも、この時点からすでに計画していたかどうかはともかく、企図するところは軌を一にしているといえよう。

以上要するに、咸和二年の異動の意図は、いままさに配置換えされようとしている昱自身が永昌元年の異動によって担った皇位補充要員という役割を、今度は現皇帝の弟・岳に担わせようとしていたのではないだろうか。

第三章 琅邪王の特殊性

—— 皇位継承候補となりうる原理 ——

前章の結論で、東晋初期の琅邪王が、内乱発生時に皇位を補充する要員としての役割を担わされた可能性を指摘した。もしその推測に大過なければ、それは本論の所期の目的である、琅邪王からの皇位継承という事象につながりうるものとして、留意する必要があるだろう。

それでは、東晋において皇位継承者は、どのような仕組みで皇太子乃至は琅邪王へと限定されたのだろうか。本章では、この仕組みについて考察をくわえ、その意義について卓見を提示する。それは前章での結論でもある、琅邪王

が有事の際に皇帝乃至は皇太子の補充要員としての性格をもちうるとする推測に、一定の裏づけをあたえるであろう。

(1) 血縁的条件

まず、琅邪王家の継承関係をみると、父子継承の少なさが目立つ【表3参照】。元帝即位前後に父子継承の事例は集中しており、それをのぞけば昱（簡文帝）から道子への一例があるにすぎない。単体の王家としてとらえた場合、琅邪王家は父の不在を常態としていることになる。では、「不在の父」とは誰なのであろうか。

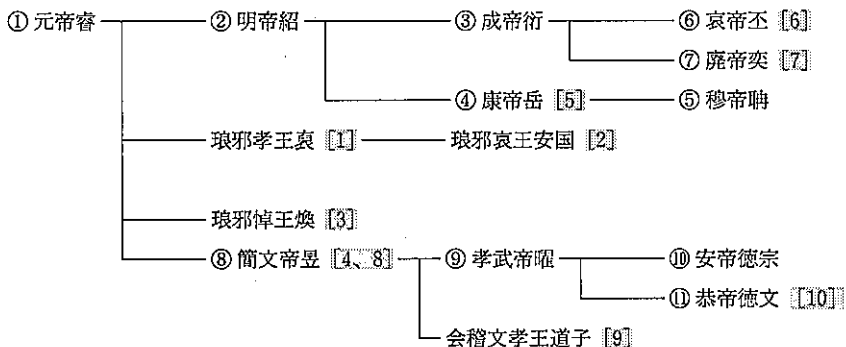
ここで琅邪王の血縁関係をさぐると、【表3】にみられるとおり、皇太子もしくは皇帝の弟による継承の頻度が高いことがわかる。人数比でいうと、十人中七人が皇太子もしくは皇帝の弟にあたる。さらに【系図】と併せてみれば明らかのように、琅邪王家は皇帝家の中に包摂される形で存在している。ここから推せば、「不在の父」とは皇帝にほかならず、皇帝と一体になってはじめて琅邪王家は家族たりえることがわかるだろう。

この特異なありかたからは、「はじめに」で引用した張學鋒氏の指摘のとおり、皇帝に最も血縁の近い者が琅邪王に封じられている傾向を看取できる。もし琅邪王が皇帝との血縁上の親近さに規定されなければ、王家は独立した一家

【表3】 琅邪王家の継承関係ならびに琅邪王就封時点における皇帝・皇太子との血縁関係

人名	前王との継承関係	王家異動の有無	就封時点における皇帝との血縁関係	就封時点における皇太子との血縁関係
孝王真	父→子	長楽亭侯→宣城郡公→琅邪	父(元帝)一子	兄(明帝)一弟
安国	父→子	×	祖父(元帝)一孫	伯父(明帝)一おい
悼王煥	おい→叔父	長楽亭侯→颯義亭侯→琅邪	父(元帝)一子	兄(明帝)一弟
昱〔簡文帝〕	兄→弟	×	父(元帝)一子	兄(明帝)一弟
岳〔康帝〕	叔父→おい	呉王→琅邪	兄(成帝)一弟	×(不在)
丕〔哀帝〕	叔父→おい	×	叔父(康帝)一おい	×(不在)
奕〔廢帝〕	兄→弟	東海→琅邪	兄(哀帝)一弟	×(不在)
昱〔簡文帝〕	兄弟孫→従祖祖父	琅邪→会稽→琅邪	兄弟孫(海西公)一従祖祖父	×(不在)
道子	父→子	×	父(簡文帝)一子	兄(孝武帝)一弟
徳文〔恭帝〕	叔父→おい	×	父(孝武帝)一子	兄(安帝)一弟

【系図】 凡例 ①: 東晋皇帝の継承順序 〔1〕: 東晋琅邪王の継承順序



としてあり続け、世代の降下にしたがつて、皇帝との血縁関係はより疎になっていくだろう。しかし実際は、海西公が廃位されたという緊急事態をのぞいては、血縁上皇帝に親近であった。繰り返しになるが、琅邪王家は独立した一家としてよりはむしろ、皇帝との血縁関係に規定される、つまりは親であるべきだと観念されたがゆえに、上述のような王家のありかたを形成してきたといえよう。

さて、王家の継承時点において琅邪王が皇帝もしくは皇太子の弟であるということは、以下の条件において、高い確率で皇位を継承することになる。すなわち、皇帝に子がない（皇太子が立てられていないか皇太子が死亡する）もしくは皇太子死亡後に子がいない場合である。それをしめす事例として、次の史料をあげよう。

〔太和六年（三七二）十一月〕己酉、集百官于朝堂、宣崇德〔禧〕太后令曰、「王室艱難、穆・袁短祚、国嗣不育、儲宮靡立。琅邪王奕親則母弟、故以入纂大位。」（以下略）

これは、海西公を廃位する際の、崇徳禧太后の令にみえる文言である。右によれば、皇帝に世継ぎがうまれず、皇太子も立てられないという状況にあって、前皇帝の同母弟たる琅邪王が継承したという。琅邪王による皇位継承の条件が端的にしめされているものとして理解できよう。

さらに示唆的なのは、海西公が即位するにあたっての、崇徳禧太后の詔をのせる次の史料である。

興寧三年（三六五）二月丙申、哀帝崩、無嗣。丁酉、皇太后詔曰、「帝遂不救厥疾、艱禍仍臻、遺緒泯然、哀慟切心。琅邪王奕、明德茂親、属当儲嗣、宜奉祖宗、纂承大統。便速正大礼、以寧人神。」

（『晋書』卷八 海西公紀）

皇統を引き継いだ琅邪王奕が、ここでは「儲嗣」と表現されている。皇太子不在という状況において、琅邪王が皇統を引き継ぐ、つまり太子に代わって「儲嗣」となる役割を担っていることが、ここからもあらためて確認されよう。

ともあれ、この弟による皇位継承というありかたは、琅邪王の役割を理解する一つの論となるであろう。次節ではこの点について若干の検討をくわえていく。

（2）兄弟による皇帝・琅邪王の分担

東晋初期では、琅邪王家は弟（晋王太子と同母弟）に継がれている。『晋書』卷六四・元四王・琅邪孝王哀伝には、及帝（元帝）為晋王、有司奏立太子、帝以哀有成人之量、過於明帝、從容謂王導曰、「立子以德不以年。」導曰、「世子・宣城俱有明儻之目、固当以年。」於是太子位遂定。更封哀琅邪、嗣恭王後、改食会稽・宣城邑五

万二千戸。

とある。ここからは、元帝がその子息のうち兄に皇位の後継を、弟に元帝の実父である琅邪王の後継をゆだねてゐることがわかるだろう。このような同母兄弟がそれぞれ皇帝もしくは琅邪王家を継承するという方式は、のちの封王異動においてもよくみられる。事例としては、成帝が皇帝の時に康帝が、哀帝が即位すると同時に海西公が、孝武帝が立太子されると同時に道子が、安帝の立太子後しばらくして恭帝が、それぞれ琅邪王に封じられている。

また、かかる兄弟による皇帝もしくは琅邪王家の分担は、次のようにも表現される。

〔升平五年（三六一）五月〕壬戌、詔曰、「朕獲承明命、入纂大統。願惟先王宗廟、蒸嘗無主、太妃喪庭、廓然靡寄、悲痛感摧、五内抽割。宗國之尊、情礼兼隆、胤嗣之重、義無与二。東海王奕、戚屬親近、宜奉本統、其以奕為琅邪王。」
〔晋書〕卷八 哀帝紀

ここからは、兄の哀帝が「大統」すなわち皇統を、「戚屬親近」たる同母弟奕（海西公）が「本統」すなわち琅邪の王統を継承していることがわかるだろう。このように兄が皇帝もしくは皇太子を、弟（とりわけ同母弟）が琅邪王を継承することについては、東晋一代を通じて、一定の説得力をもつものであったといえよう。

では、東晋の皇帝と琅邪王との兄弟分担關係を決定づける要因は、どこにあるのだろうか。それは、いち藩王にすぎない元帝が中興の祖としてあらたに皇位についたこと、また一度誰かのあとつぎとなつてからは、所生親を奉祀できないこと、この二点にかかつてゐるものと考えられる。元帝は中興によつて最大の大宗たる皇位を継承し、唯一の「父」たる先帝を奉じることになつた。それは、実父たる琅邪恭王を「父」として奉じる（一人で二人の父親に仕える）ことができなくなつたことをも意味する。そのため琅邪恭王を祭祀するとなれば、別な人物を必要とせざるをえなくなるだろう。東晋の皇帝（乃至は皇太子）と琅邪王とは、いわば元帝の大統継承者と本統継承者の両側面をそれぞれ分担して継承しており、その意味において元帝の延長的存在であるといえるのではないだろうか。

（3）皇位断絶と琅邪王

前節の指摘に大過なければ、東晋の皇帝と琅邪王との關係は、「本統」が維持されている限り「大統」を随時補充しうる構造をもつてゐるといえる。それは裏返していえば、「本統」の断絶が「大統」の断絶を惹起しうるということになる。事実、晋宋革命前夜には、「本統」の断絶が皇統断絶にさきだつておこなわれてゐるのである。

晋宋革命に至るまでの、琅邪一門の国除の状況について、その時期をしめすと以下のとおり。

琅邪王：義熙十四年(四一八)十二月戊寅、恭帝即位後に国除。以後、南朝通じてみられず。

会稽王：義熙十三年(四一七)五月丁亥、脩之死亡後に国除。陳の後主第八子・莊が封じられるまでは、確認できない。

武陵王・臨川王・淮陵王：劉宋受禪後に、国除。武陵・臨川は劉宋の皇族が封じられる。

「国除」とは畢竟、王位繼承資格の消去である。その順番が、会稽から琅邪、そして武陵・臨川・淮陵となつていのである。皇帝も含めれば、【会稽↓琅邪↓東晋皇帝：劉宋皇帝への移行】…↓武陵・臨川・淮陵】という流れになるだろう。

これを東晋王朝篡奪までの流れのなかでみた場合、国除の順番はきわめて示唆的である。会稽は安帝・恭帝の母体となる王家、すなわち簡文帝を祖とする王家であり、琅邪はもとをたどれば東晋王朝の母体となる王家であり、武陵・臨川・淮陵は元帝子孫のなかで皇位繼承に全くあらずかつてこなかった王家である。篡奪される恭帝から見ると、これは皇位の淵源、順を追って説明すれば、簡文帝の子孫を包括する会稽王(恭帝の母体)、簡文帝をも包括する広義の

琅邪王(元帝の母体)、広義の琅邪王をも包括する宣帝(西晋の淵源)へとむかつて王位繼承の資格を剝奪していく過程にほかなるまい。篡奪する劉裕の側からいえば、禪讓を正当化するために必須の階梯であった、とも換言できよう。以上要するに、晋宋革命前夜における段階的国除は、琅邪王家が皇統を補充する存在であればこそ、皇位の剝奪にさきだつて国除されなければならなかったことをしめす実例であるといえよう。

ここで本章の結論をまとめると、以下のとおりである。藩王にして中興の祖である元帝が有する二つの側面、すなわち皇帝としての側面と実父(琅邪王家の祖)を祭祀する家人の側面とを、以後の子孫は繼承せねばならなかった。そこで皇帝(あるいは皇太子)と琅邪王とは両者一体で、元帝が本来はたすべき役割を分担していったものと考えられる。しかもそれは、往々にして兄が皇位を継ぎ弟が琅邪王を継ぐ形でなされていった。琅邪王はいわば中興の祖の延長的存在であり、かつ血縁的にも親近であり、それゆえに諸王よりも皇位繼承に近い位置に立ちえた結論できるであろう。さらには、禪讓革命に利用され、東晋王朝断絶までの階梯としても機能した。繰り返しになるが、この点からも皇統にきわめて近い存在としての琅邪王の姿が、裏返しの形でうかがあがるであろう。

最後に、第二章の結論について補足しつつ本章を締めくくろう。皇帝乃至は皇太子が強制的に不在となりうる内乱発生時に琅邪王が皇統を補充する最有力の要員となりうるのは、一つは血縁的親近さによるであろうが、もう一つは大統を補充する本統としての役割を前提としているからであると考えられる。東晋における琅邪王の役割とは、端的にいつて、この本統を維持しつつ大統を補充する「弟」である点に集約されるであろう。

おわりに

本論では、東晋において皇太子以外の皇位継承が琅邪王に限定されていた背景についての説明を最終的な目的に据えつつ、まず第一章では琅邪王についての予備検討をおこない、皇族としての琅邪王がそなえる基本的性格を指摘した。琅邪王は、藩屏としての役割はもとより、中央政府における首班や顧命大臣としての役割も、必ずしも期待されてはいなかった。ただし位階は他の皇族よりも高く、また食邑戸数も群を抜いて保持しており、身分が間違いなく高貴であることをしめす肩書は有していた。

ついで咸和二年やそれに先立つ永昌元年の琅邪王封王異動を手がかりとした第二章の考察からは、きわめて特殊な

目的に利用されていた可能性のあることを指摘しえたと考える。すなわち、内乱発生時に、万が一にも皇帝乃至は皇太子の死亡によって皇統が途絶えた場合を予測して、皇位を補充しうる要員としてみこまれた皇族が琅邪王に封じられていた可能性である。

では、そのような皇位補充要員という役割を、ほかの王ではなく、あえて琅邪王に担わせなければならぬ要因はどこにあるのか。第三章での指摘を約言すると以下のとおり。皇位ならびに琅邪王の継承方式をみると、兄が皇帝(乃至は太子)を、弟(とりわけ同母弟)が琅邪王を継承する傾向にあり、兄弟による大統—本統の相互補完的継承をおこなっていた。かかるありかたは、いち藩王にして中興の祖である元帝が有する皇帝—家人の両側面を分担していかなければならぬ点に起源を認められる。両者一体であるがゆえに、本統を継承している「弟」琅邪王が大統を補充しうるのである。またその役割の裏返しとして、琅邪王の国除という形で、皇統ひいては東晋王朝断絶までの階梯としても機能しえた、との結論に達した。「はじめに」で指摘した、先行研究が明確化してこなかった問題点、すなわち皇位継承者の限定化という事象を現出させる淵源については、これが一応の解答をえたととしてよいだろう。

ここであらためて注目すべきは、血縁関係における弟(本

論の場合では皇帝家のなかの(皇弟)のはたす役割の重さではないだろうか。琅邪王は独立した一族を形成して一傍系に押し込められたりはせず、皇帝乃至は皇太子に血縁関係の近い皇族がほぼ恒常的に封じられてきた。それは皇子の少なさもあるだろうが、それ以外にも兄弟の結びつきの重視が要素としてあるように想定されるのである。

さらに付言すれば、本論から派生する問題として、西晋における対皇族政策との断絶と連続という点があげられよう。西晋の皇族が有していた藩屏としての役割を、東晋の琅邪王が期待されていなかった点については、すでにのべたとおりである。この藩屏たりうる皇族は、少なくとも武帝期では親親主義、および資質・能力や健康状況などを勘案して選出されている。とりわけ留意すべきは親親主義の中身である。藩屏を期待される皇族は、武帝本人における皇弟・皇叔以上から次第に次期皇帝たる皇太子(惠帝)の弟へ移行していく。喪服の範囲でいうと期親により重点がおかれ、小功と緦麻の間に一線が画されている。武帝期の原則はこのようにみて大過ない⁽²⁾。一方東晋の琅邪王は、ほとんどの場合、父乃至は兄皇帝(代理たる皇太后含む)によって選出された皇太子の弟乃至は皇弟である。それが琅邪王による皇統補充という役割を発生させた原理の一つであることについては、もはや多言を要すまい。

以上の点を総合すれば、本論で指摘した琅邪王の特殊な役割は、親親主義の延長において発生したともみなしうるのである。となれば、親親主義が東晋において具体的にどのような形で存続していったのか、血族觀念の政治体制への反映という観点から、さらなる検討を必要としよう。そこで手がかりの一つとなるのは、本論では例外的な琅邪王と断じた、孝武帝の皇弟・司馬道子の、政治的抬頭という事件であろう。なぜ道子抬頭が起こりえたのか、その必然性を解明することで逆に、それまで琅邪王をしていけば政治的に無能力たらしめ、と同時に、実質的に本統の維持・大統の補充要員に徹せしめた背景にも肉迫しようと想定されるからである。後考を期したい。

註

(1) 張学鋒「東晋の哀帝——東晋中期の政治と社会——」

〔古代文化〕五二—八二〇〇。

(2) 胡志佳「門閥士族時代下的司馬氏家族」(文史哲出版社二〇〇五)。なお胡氏は両晋皇族全体のありかたについて多角的に検討している(中央・地方での就官状況、皇位継承における権臣・宗室・外戚の介入、各王家の延続と断絶、皇帝家の婚姻)が、本論では琅邪王の位置づけに重点をおくため、胡氏の成果全体をとりあげることとはしない。

(3) 以上の理解は、越智重明「封王の制と八王の乱」(『魏晋南

朝の政治と社会」第二篇第五章 吉川弘文館 一九六三頁三五五～三五六、ならびに安田二郎「西晋武帝好色攷」『六朝政治史の研究』第二章 京都大学学術出版会 二〇〇三頁八六を参照。

(4) 『晋書』卷六四・元四王・琅邪孝王褒伝を参照。

(5) なお、都督青徐兖三州諸軍事としての肩書で出鎮していた地域は、広陵だったと考えられる。この点については、田余慶「釈『王与馬共天下』」ならびに「論都監——兼論京口重鎮の形成」『東晋門閥政治』 北京大学出版社 一九八九を参照。

(6) 『晋書』卷九・孝武帝紀、同卷六四・簡文三子・会稽文孝王道子伝、『資治通鑑』卷一〇六・晋紀二八・太元十年条を参照。なお、太元十七年に会稽王に徙封した段階においても刺史兼都督諸軍事の肩書は変わっていない。

(7) 咸寧三年に改定された封王制の意図についての詳細は、前掲注(3) 安田論文、頁八四～九四を参照。

(8) 唯一留意すべきは、譙王の一族からは、刺史を帯びて出鎮する皇族が複数輩出されていることである。特に興味深いのは、元帝期に譙王であった承が、元帝側近の劉隗の計画により、東晋初期の重鎮王敦を撃つべく、湘州刺史・南中郎将・監湘州諸軍事として出鎮している事例である(『晋書』卷三七 宗室 譙王承伝)。ただし、「藩屏を樹てんと欲」した元帝が「今叔父を以て之(湘州)に居らしめん(同上)」と仰っているものの、実際のところ皇帝家にとって譙王の一族は、血縁的にもっとも疏遠である。

(9) 永嘉初(三〇七)、用王導計、始鎮建邺、(中略)、属太妃(夏侯氏)薨于国、自表奔喪、葬畢、還鎮、增封宣城郡二万户、加鎮東大將軍・開府儀同三司。

(『晋書』卷六 元帝紀)

(10) 会稽文孝王道子字道子。出後琅邪孝王(褒)、少以清澹為謝安所稱。年十歲、封琅邪王、食邑二万七千六百五十一戶、撰会稽國五万九千一百四十戶。

(『晋書』卷六四 簡文三子 会稽文孝王道子伝)

(11) かかる怪異は同時に、吳王岳と琅邪王昱とがスライド式に徙封した異動の内に、通常とは異なって何らかの作為が介入していたことを予測させる。この点については次章にて検討する。

(12) 簡文帝即位以降、琅邪王道子が会稽王に封じられたころから、琅邪と会稽との地位はいったん逆転したかの如き様相を呈する。前掲注(2) 胡著書、第三章「司馬氏政權之宗族結構基礎分析之二」、頁八六～八七を参照。

(13) 西晋初期の規定では、二万户(以上)が大國、一万户(以上二万户未満)が次國、五千戸(以上一万户未満)が小國とされている(『晋書』卷一四 地理志上)。それが咸寧三年の封王制改定時には、標準戸数が大國三万、次國二万、小國一万へと移行したようである。前掲注(3) 安田論文、頁八八～八九を参照。

(14) 以上、太康十年(二八九)の第三次封王策についての理解は、前掲注(3) 安田論文、頁九四～一〇五を参照。なお、太康十年(二八九)の第三次封王策では、破格の食邑戸数を

保持する場合においても、食邑地となった郡県を統廃合することなく、従来通りの郡の単位組織を維持したまま、税入だけを「食」する便宜的方式がとられていたようである。琅邪王の食邑としての琅邪も、あるいはその方式に則らざるをえなかったかもしれない。

(15) 試みに、東晋まで生き延びた代表的皇族たる「五馬」〔晋書〕卷二八 五行志中 詩妖 のうち、汝南王・西陽王・南頓王ら汝南一門と彭城王との比較をすれば以下のとおり。西晋末期の状態でいうと、それぞれ汝南二万五千、西陽三万五千、南頓一万、彭城二万三千である〔晋書〕卷三七 宗室伝、卷五九 汝南王 附 西陽王および南頓王伝。また元帝期における元帝皇子については、琅邪孝王哀をのぞけば、東海王沖（一万戸以上）が確認できるだけである〔晋書〕卷六四 元四王 東海王沖伝〕。

(16) 琅邪王家が一時期空位だった期間に東海王家への継承が優先されているのは、あるいは東海王越および夫人裴氏への配慮であるかもしれない。東海王越は、表遣という形で、元帝が建康に出鎮する名分を用意している。また夫人裴氏は元帝に南遷の意向をしめしている。元帝にとつて両者は、建康を地盤とする形勢の準備を整えた存在であり、ないがしろにはしえなかったものと推察される。前掲注(5)田余慶「釈『王与馬共天下』」を参照。

(17) なお、省略した琅邪国右常侍孫贛（会稽人）の上奏文は、節約を貴び装飾を退け、礼典に明記されない恩典は省くべしとの基調でのべられている。

(18) 中華書局校勘記にも指摘があるように、「資治通鑑」卷九二・晋紀一四・永昌元年条では二月のこととする。もし二月の異動であるならば、反乱発生から封王異動の発令までの期間が、後述する咸和二年異動におけるのとほぼ同じ一ヶ月になる。

(19) 補足すれば、上奏文提出の時期は不明であるが、母親が死亡した咸和元年から一年後になって提案が出される乃至はうけいれられている点や、琅邪国相が免官処分をうけている点も、疑問視されるべきであろう。

(20) たとえば、〔太寧元年〕三月戊寅朔、改元、臨軒、停饗宴之礼、懸而不樂。〔晋書〕卷六 明帝紀〕

とあるように、元帝死去後、正月には改元ができず、太寧元年(三二三)三月になってようやくおこなわれた。これは、明帝紀、元帝以永昌元年閏十一月己丑崩、明帝即以庚寅即位、至明年太寧元年、己躰年矣、乃不於正月改元、而遲至三月戊寅朔方改元、偏安草創、王敦方謀逆、危疑之中、不可以常理論。

〔十七史商榷〕卷四五 晋書三 三月改元との指摘がある如く、王敦による篡奪の危機が差し迫っていたことによるものと推察される。

(21) 前掲注(5)田余慶「釈『王与馬共天下』」を参照。

(22) 外戚による幼主輔政を当然視する意識が東晋に存していた点については、下倉涉「散騎省の成立——曹魏・西晋における外戚について——」〔歴史〕八六 一九九六〕頁五

一五二を参照。

(23) もちろん、当該史料の主眼は率直に読めば、「晋王太子の位を太子の弟にゆずろうとした元帝をそれとなくとめる王導の見識にあるのだろう。だが筆者としては、司馬紹の立晋王太子確定が前提にあり、それが確約されると同時にその弟司馬衷の琅邪王就封を確定させていったと読みこんでもあながち不当ではないものと考ええる。なぜならこの話柄は、西晋草創前夜に司馬昭と旧臣との間でおこなわれた晋王世子策定、すなわち司馬炎か同母弟攸かを遑る選択を、想起させるからである。前掲注(3)安田著書、第一章「西晋朝初期政治史試論」を参照。

(24) 以上、『晋書』巻一〇・安帝紀ならびに恭帝紀、巻六四・元四王伝ならびに簡文三子伝、『宋書』巻三・武帝紀下、巻八・明帝紀、巻五一・宗室伝、巻八〇・孝武十四王伝、『陳書』巻六・後主紀、巻二八・後主十一子伝を参照。

(25) 以上、前掲注(3)安田論文を参照。
 (補註1) なお、沖の異動時期については、『北堂書鈔』巻六一 設官部一三 五校尉所引『晋中興書』を併せて参照。

(補註2) 空位の発生それ自体は、東晋中頃、海西公・簡文帝の治世にも発生している。事例は次の二つである。①琅邪王奕が即位してから約五ヶ月。この間断をへて継承したのは奕の従祖父たる昱である。②その昱が奕の廃位をうけて皇位を継承してから死亡するまで、つまり在位期間の約八ヶ月。この事例では道子が継承している。当該期は、結論部で次の課題とした道子の政治的抬頭の、いわば前史でもある。

したがって、この問題についても、稿をあらためて論じた
 い。

〔付記〕本稿は、第五十五回東北中国学会大会第二分科会（於福島 二〇〇六年五月二十八日）での口頭発表をもとにまとめたものである。席上でのご教示に、この場をかりて厚く感謝の意を表したい。